

新潟県条例第28号

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（法第23条に規定する取得等をいう。次条第2項及び第3項において同じ。）をした者又は産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に対し、奨励措置を行うことにより、過疎地域の産業を振興し、雇用機会を拡充することを目的とする。

(奨励措置)

第2条 知事は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）第2条の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「工場等」という。）のうち規則で定める基準に適合するものの取得等（同号イに規定する取得等をいう。）をした者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

- (1) 個人にあつては工場等を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）、法人にあつては工場等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該工場等に係るものとして省令第2条に規定する特別償却設備に係る所得金額等の計算の例により計算した額に対して課する事業税
- (2) 工場等である家屋及びその敷地である土地の取得（法第2条第2項の規定による主務大臣の公示の日（以下「公示日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税
- (3) 工場等である償却資産（公示日以後において取得したものに限る。）を事業の用に供することができることとなつた日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以後3箇年度に当該償却資産に対して課する固定資産税

2 知事は、産業振興促進区域内において、工場等の取得等をする者が土地を工場等の立地を容易にするために必要な工場用地、住宅、住宅用地、道路、港湾施設、通信運輸施設、工業用水道、水道及び下水道、教育施設、厚生施設、職業訓練施設その他の施設の用に供するため、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法律の規定による許可又は処分を求めたときは、これらの施設の建設が促進されるように配慮するものとする。

3 知事は、産業振興促進区域内において、工場等の取得等をする者が施設の整備又は施設の用に供する土地の取得又は造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保その他の援助を求めたときは、そのあつせんに努めるものとする。

第3条 知事は、産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人で、その者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する各年度の事業税の課税を免除することができる。

2 前項の規定による課税免除をすることができる年度は、同項に規定する者に対し課税免除をした最初の年度から5箇年度とする。

(申請又は申告)

第4条 第2条第1項又は前条の規定により県税の課税の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請し、又は申告しなければならない。

(報告の徴収)

第5条 知事は、奨励措置を受ける者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

(新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の失効に伴う経過措置)

- 3 令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下この項において「旧過疎自立促進法」という。)の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村の区域又は同日において旧過疎自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域内において、製造の事業、農林水産物等販売業(旧過疎自立促進法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。)又は旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、又は増設した者については、旧新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(平成12年新潟県条例第74号。以下「旧条例」という。)第2条、第4条及び第5条の規定は、旧条例の失効後も、なおその効力を有する。

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)

- 4 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等の奨励措置との調整) 第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が第2条の2から第4条までの規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(令和3年新潟県条例第28号)第2条又は第3条 (4)～(7) (略) 2～4 (略)	(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等の奨励措置との調整) 第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が第2条の2から第4条までの規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(平成12年新潟県条例第74号)第2条又は第3条 (4)～(7) (略) 2～4 (略)

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の奨励措置との調整については、前項の規定による改正前の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第8条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(平成12年新潟県条例第74号)第2条又は第3条」とあるのは、「新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(令和3年新潟県条例第28号)附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(平成12年新潟県条例第74号)第2条」とする。

(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部改正)

- 6 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例(平成20年新潟県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(不動産取得税及び固定資産税の課税免除) 第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち省令第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例(平成5年新潟県条例第28号)第2条、新潟県過疎地域にお	(不動産取得税及び固定資産税の課税免除) 第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち省令第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例(平成5年新潟県条例第28号)第2条、新潟県過疎地域にお

ける工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）第1条の3の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。
(1)・(2) (略)

ける工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）第1条の3の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。
(1)・(2) (略)

（新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第2条の規定の適用を受けることができる施設については、前項の規定による改正前の新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例第4条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例」とあるのは、「新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例」とする。
- 8 附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の奨励措置との調整については、附則第6項の規定による改正前の新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例第8条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例第2条又は第3条」とあるのは、「新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）第2条」とする。